

熊本県司法書士会会館管理規程

(管 理)

第1条 熊本県司法書士会館（以下「会館」という）は熊本県司法書士会常任理事会において管理する。

(賃借料その他の事項の決定)

第2条 会館の管理、使用に関する細則、並に賃貸料その他の事項については理事会において定める。

(管理日誌)

第3条 事務局において管理日誌を備付けなければならない。

(附 則)

第4条 この規程の変更又は廃止は理事会の承認を経て総会の決議を経なければならない。

(施行期日)

第5条 この規則は昭和44年5月25日から施行する。

- 2 この規則施行の日において本規則に抵触する事項又は類似の総会決議事項等はこの規則施行と同時に廃止する。

附 則

- 1 この規程は平成15年4月1日から施行する。